

書については、利用者への便を図るため、写真本等の複製物を計画的に作成するとともに、今後の提供媒体についても検討する。

へ 館の理解を深めるため、デジタル化した所蔵資料や音声ガイドを付した過去の展示会などを紹介する設備等を備え、利用者の便を更に向上させる。

iii) 国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い常設展・特別展等を年3回程度実施する。このため、企画内容や展示会目録等の有償化の可能性について専門家等からの意見を聴きつつ検討する。

iv) 所蔵する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出し申込みに対しては、歴史公文書等を取り扱う重要性・希少性を考慮し条件を付し貸出しを行うとともに、貸出しの決定までの期間を申請書類整備後30日以内とする。

v) 要審査文書（公開されている歴史公文書等のうち、一部に非公開情報が含まれている簿冊）の閲覧申込については、次の期間内に審査し、閲覧に供する。

イ 閲覧申込があつてから30日以内に審査し、閲覧に供する。

ロ 前項に関わらず、事務処理上の障害その他正当な理由により30日以内に審査することができないときは、30日を限度として延長し、審査できない理由及び期間を閲覧者に連絡する。

ハ 閲覧申込の公文書等が著しく大量又は、内容等の確認に時間を要する場合は、60日以内に審査する。

ニ 著しく大量又は、内容等の確認に時間を要するため、60日以内にそのすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し、この場合も審査できない理由及び期間を閲覧者に連絡する。

④ デジタルアーカイブ化の推進

i) 歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットを通じて所蔵資料を検索し、デジタル画像を閲覧できるデジタルアーカイブ・システムの運用を開始する。

画像については、既存のマイクロフィルムから約51万コマをデジ

てマイクロフィルムを選択。

へ 過去の展示会資料をデジタル化して、利用者がパソコン画面で見られるよう本館及び分館に端末機器を設置し、過去の主な展示会資料を展示中。

ト 本館閲覧室を改装し、4月4日より供用開始。

iii) 秋の特別展に関して、展示テーマ、展示方針等について意見を聴取するため、専門家からなるアドバイザー会議を開催（6月10日）。ポスター等広報作成物と一体的に目録を作成。

iv) 7件26冊の申し込みに対し、申請書類整備後全て30日以内に貸出を決定。

v) 要審査文書の審査は896冊（9月30日現在）であり、審査の結果公開としたもの745冊、非公開部分に袋掛け等の措置を講じて部分公開としたもの151冊。

イ 30日以内に審査し、閲覧に供したのもの：889冊。

ロ 30日を限度として延長したのもの：7冊。

ハ 60日以内に審査したのもの：7冊。

ニ 60日以内に審査できなかったもの：0冊。

④ デジタルアーカイブ化の推進

i) 4月1日より、所蔵資料の検索と画像の閲覧ができるデジタルアーカイブ・システムの運用を開始し、アジア歴史資料センターとのリンク画像も含め、約180万画像を提供中。

画像については、今年度分として既存のマイクロフィルムから約

タル化し、これまでにデジタル化した画像と合わせて約63万コマのデジタル画像をインターネットで公開する。

ii) 大判又は原本保護のため閲覧に供されていない重要文化財、その他貴重な資料である絵図等については、既存のポジフィルム及び新たに撮影するものから約150点をデジタル化し、これまでに提供してきた画像と合わせて約370点のカラーデジタル画像をインターネットで公開する。

iii) 閲覧サービスの向上を図るため、館の保管に係る歴史公文書等の既存目録の検索手段の充実及び見直し等を進める。

⑤ 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

i) 館及び国の機関等並びに地方公共団体等の職員を対象として、歴史公文書等の保存及び利用に関し、次の目的を持つ体系的な研修を前期に引き続き実施するとともに、専門的・技術的な助言を行う。また、年間延べ研修日数は30日程度、延べ受講者は100名程度とする。

イ 保存利用機関等の職員を対象とした研修

・ 公文書館法(昭和62年法律第115号)の趣旨の徹底並びに歴史公文書等の保存及び利用に関する基本的な事項の習得

・ 公文書館法第4条第2項に定める専門職員として必要な専門的知識の習得

・ 歴史公文書等の保存及び利用に関し、特定のテーマに関する共同研究等を通じての実務上の問題点等の解決方策の習得

ロ 国の文書管理担当者等を対象とした研修

新しい移管、公開等の仕組みへの理解の深化及び歴史公文書等の管理に関する基本的事項の習得

ii) 国の文書管理担当者等を対象とする研修の充実方策並びに国及び地方公共団体等の保存利用機関の職員に対する研修の強化方策を検討する。

また、前年度に引き続き海外アーキビスト等を研修会の講師として招へいし、研修内容の充実を図る。

51万コマのデジタル画像を作成中。

・ 横断検索については、岡山県立記録資料館を追加した。横断検索では、当館とアジア歴史資料センターを含む3施設の目録情報の検索が可能となった。

ii) 4月1日から運用を開始した高精細なカラー画像を閲覧できるデジタル・ギャラリーでは、現在223点のデジタル画像を提供中。今年度分として約150点のデジタル画像を作成する予定。

iii) 作成年月日・作成部局見直し作業及び件名目録追加作成を実施中。
・ 平成16年度移管計画により受入れた資料群情報を整理中。

⑤ 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

i) 昨年度に引き続き、独立行政法人にも募集を行い、研修会で、国立歴史民俗博物館及び国文学研究資料館から、養成課程で、通信総合博物館及び国立歴史民俗博物館から初めての参加を得た。

イ 保存利用機関等の職員を対象とした研修

・ 公文書館等職員研修会(初任者研修)

(9月5日～9日 実施) 受講者: 43機関 46名

・ 公文書館専門職員養成課程(専門職員研修)

(前期: 9月26日～10月7日 実施中)

(後期: 11月7日～11月18日 実施予定)

受講者: 16機関 16名

・ 公文書館実務担当者研究会議

(平成18年1月下旬又は2月上旬 3日間を予定)

ロ 国の文書管理担当者等を対象とした研修

・ 公文書保存管理講習会

(7月4日～6日 実施) 受講者: 20機関 36名

ii) 「公文書館制度を支える人材養成等のためのP.T」を9月1日に設置し、人材養成等の具体的な方策を検討。

また、平成18年1月末に予定している実務担当者研究会議の講師として米国国立公文書記録管理局(NARA)の専門家を招へいするための準備作業を開始。

iii) 情報の提供、意見交換等

イ 歴史公文書等の確かつ効率的な移管・公開業務の推進に資することを目的として、国の機関の文書主管職員その他の部局の文書担当等の職員を対象に、関係行政機関に公文書専門官等を派遣する形の説明会や本館・分館での施設見学会を実施する。

ロ 移管基準を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、国の機関等に配布することにより、公文書館の役割、公文書の移管、保存等に関する情報の提供を行う。

ハ 都道府県・政令指定都市等公文書館長会議等を通じて、国又は地方公共団体が設置する公文書館との交流、意見交換等を行う。

ニ 歴史公文書等の保存、利用に関する学術団体、機関との交流、意見交換等を行う。

ホ 歴史公文書等の保存、利用等に関する情報誌である「アーカイブズ」を発行し、国及び地方公共団体等に配布する。また、内容の充実を図るとともに、より幅広い提供方法を検討する。

⑥ 利用者の利便性向上のための所在情報の提供

保存利用機関等が保持する歴史公文書等の所在情報を一体的に提供することを目的として、引き続き、立法府、司法府を含む国の保存利用機関との間で、今までの調査結果を活用した情報の提供方法を検討し、可能なところから所在情報の提供を行う。

⑦ 国際的な公文書館活動への参加・貢献

iii) 情報の提供、意見交換等

イ 全ての移管元行政機関に出向き、文書主管課職員及び各部局の文書担当者等に対し、改正移管基準等についての説明会を実施。(18機関 501名)

・各府省庁の文書管理担当者に対し、研修として、つくば分館の見学及び講義を実施。(8月30日)(参加者19機関39名)

・各府省庁の事務次官等に対し、館長から改正移管基準を踏まえての移管を要請。(現時点で12機関実施済 内閣府官房管理室長同席)

ロ 改正移管基準について解説したパンフレット「歴史公文書の移管」を作成し、国の機関等に配布。

ハ 第17回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議を開催(6月2日・3日 於・那覇市) 出席者 34館 56名

・市町村合併時の公文書等の保存について、館長から総務大臣へ要請(6月16日)

・市町村合併時の公文書等の保存の適正化について、総務省総括審議官から都道府県知事に通知(6月24日)

ニ 日本歴史学協会国立公文書館特別委員会との定例懇談会を開催(8月1日)

・第2回アジア太平洋アーカイブス学教育国際会議(平成18年度開催) 実行委員会への参加、協力。

ホ アーカイブズ20号(中間書庫特集、7月)及び21号(国立公文書館デジタル・アーカイブ特集、9月)を発行するとともにホームページに掲載。

⑥ 利用者の利便性向上のための所在情報の提供

歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議(7月)を開催し、公文書館をポータルサイトとした各機関の活動紹介とホームページのリンク等について、新たな方策の検討を開始。

⑦ 国際的な公文書館活動への参加・貢献

<p>i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議の開催に向けての準備など、国際公文書館会議（ICA）の活動を中心に積極的な貢献を行う。</p> <p>ii) 国際会議等への参加 アラブ首長国連邦で開催される予定の国際公文書館円卓会議（CITRA）及び中国で開催される国際公文書館東アジア地域支部（EASTICA）の総会に参加し、我が国の実情を紹介するとともに、参加各公文書館関係者との交流を深める。 また、その他公文書館活動に関連する国際会議等に積極的に参加し、国際交流・協力を推進する。</p> <p>iii) 外国の公文書館との交流推進 中国をはじめとするアジア地域の公文書館と一層緊密な関係を築くため、今後とも交流を深めるとともに、外国の公文書館等からの訪問・研修受入れ等の要請に積極的に対応する。</p> <p>iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信 館の充実に資するため、先進的な外国の公文書館等への視察、情報の交換、資料交換等を通じ、外国の公文書館等に関する情報の収集及び蓄積を行う。また、館に関する情報の海外発信に努める。</p>	<p>i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献 平成17年3月に行われたICA役員選挙の結果を受け、4月下旬にワシントンDC（米国）で開催されたICA執行委員会で、館長がICA第一副会長に選出され、2005-2007年に毎年開催される国際公文書館円卓会議（CITRA）の運営を委任された。 ii) 国際会議等への参加 平成17年9月11日から17日まで、ウルムチ（中国）で開催された国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）の総会及びセミナーに参加し、我が国の実情を紹介するとともに、参加各公文書館関係者との交流を促進。</p> <p>iii) 外国の公文書館との交流推進 ・4月、館長等がカナダ国立図書館公文書館及び米国立公文書記録管理局（NARA）を視察。 ・9月、館長等が中国・新疆ウイグル自治区档案馆を訪問した。 ・インドネシア、カナダ、ベトナム、オランダ等の公文書館関係者の来館を受入れた。 ・スマトラ沖地震・インド洋大津波により壊滅的な被害を受けたインドネシアの公文書救済支援のための募金を行い、インドネシア国立公文書館長が来館した際に、募金を全額寄付した。 iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信 ・英文パンフレットの改訂版を発刊。 ・諸外国の中間書庫、電子記録保存、関係法令等につき文献翻訳等を実施。</p>
<p>⑧ 調査研究 i) 移管・保存、公開審査・利用及び修復等に関する諸問題について広く館職員の間で認識を共有するため、自由闊達な意見交換と、協議決定を行うための研究連絡会議等を年12回以上開催する。特に、館の中核的業務を担うアーキビストとしての公文書専門官・公文書研究官は、館が所蔵する歴史公文書等の内容等について調査研究を行い、国民の紹介に資する。</p>	<p>⑧ 調査研究 i) 研究連絡会議を6回開催し、移管基準の運用等改善方策、公開基準のあり方、研修の強化方策等について検討。 ・また、第39回研究連絡会議（7月22日）に外部講師として経済産業省商務情報政策局情報政策課長を招き、「政府における文書の電子化と電磁的保存施策の現状について」の講演を聴いた上で意見交換を行った。</p>